

＜ 記 入 例 ＞ [記入上の注意]をお読みのうえ、ご記入ください。

茨城県 水戸 県税事務局長 殿		令和 8 年 4 月 1 日 提出												
申請者	住所 又は 所在地	〒 3 1 0 - 8 5 5 5 (注1) 水戸市笠原町978-6												
	氏名 又は 名称	(ふりがな) いばらきたろう いばらきはなこ (注2) 茨城太郎、 茨城花子												
	個人番号 又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			電話番号									
	太郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	029(301)1111
	花子	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	
取得した 不動産	土地	所在地		地目	地積	取得年月日								
	家屋	所在地		家屋番号	種類	構造	延床面積	取得年月日						
		水戸市大字笠原町字千波山978番6、 (注3) 978番7			宅地		m <sup>2</sup> 185.25	令和7年 10月1日						
		(注3) 同上978番6		978番6	居宅	木造	(注4) m <sup>2</sup> 135.02	令和8年 3月31日						
課税年度	令和7年度		課税番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0									
申請の事由	住宅用土地の取得 (条例第41条の10、条例第41条の13、条例第41条の16)													
口座振替による 還付金の受領 (注5) ※申請前に納付した方 のみ記入してください。	金融機関及び本支店名			預金の種類及び口座番号				口座名義人 (申請者と同じであること。)						
	● ● 銀行 ● ● 信用金庫 ▲ ▲ 支店 ○ 協同組合			普通 当座 0 1 2 3 4 5 6				(カタカナ) イバラキ タロウ						

- [必要な添付書類] ①「不動産取得申告(報告)書」(様式第68号) ※ただし、令和5年4月1日以降に不動産を取得した場合で、取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記(表示に関する登記又は所有権移転の登記)を申請した場合は不動産取得申告(報告)書の提出は不要です。
- ②住宅の登記全部事項証明書(写しも可)など
- ③住宅の新築時において、土地と住宅の所有者が異なる場合や土地を譲渡している場合、住宅新築日以降に発行された土地の登記全部事項証明書(写しも可)など
- (注) 上記以外に契約書類などの提出を求める場合があります。

[記入上の注意]

- (注1) 住所等は、現在、郵便の受け取れる住所等を記入してください。
- (注2) 共有で取得した場合は、納税義務者全員の住所・氏名等を記入してください。
- (注3) 所在地は、登記事項証明書などを参照し、正確な地番(大字・小字のあるもの)を記入してください。
- (注4) 延床面積は、登記事項証明書などを参照し、すべての階の床面積と住宅用付属家(物置、車庫等)の床面積を合計したものを記入してください。

◎不動産取得税の軽減申請に関するお問い合わせ先(書類提出先)

この申請書は、記入例を参考に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、郵送又は持参により管轄の県税事務所(納税通知書に記載)へ提出してください。

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号
水戸県税事務所 課税第二課	310-0802	水戸市柵町1-3-1	029-221-4820
常陸太田県税事務所 課税第二課	313-8666	常陸太田市山下町4119	0294-80-3312
行方県税事務所 課税第二課	311-3893	行方市麻生1700-6	0299-72-0773
土浦県税事務所 課税第二課	300-0051	土浦市真鍋5-17-26	029-822-7216
筑西県税事務所 課税第二課	308-8511	筑西市二木成615	0296-24-9197

※住宅・住宅用土地に係る不動産取得税の軽減申請書類の受付は、以下の支所でも行っています。

- 常陸太田県税事務所 高萩支所 〒318-0031 高萩市春日町3-1 電話 0293-22-2019
- 土浦県税事務所 稲敷支所 〒300-0593 稲敷市江戸崎甲541 電話 029-892-6111
- 筑西県税事務所 境支所 〒306-0404 猿島郡境町長井戸320 電話 0280-87-1120

○茨城県税務課ホームページ「県税のホームページへようこそ」

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>